

[事案 27-182] 障害給付金等支払請求

・平成 29 年 7 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 15 年以降の事故等に伴う傷害や疾病による複数回の入院、手術および障害状態について、保険会社がそれらの一部または全部の給付金を支払わなかったことを不服として、給付金の支払いまたは増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年に契約した終身保険について、自分の身体障害状態は傷害特約に定める給付金の支払要件に該当するので、障害給付金を支払い、または増額して支払ってほしい。また、大変な手術であったのだから、手術保障特約および入院保障特約にもとづく手術給付金および入院給付金を支払い、または増額して支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、申立人の障害状態が傷害特約の支払要件に該当すると判断した請求に関しては、障害給付金を支払っている。
- (2) 上記以外の申立人の状態については、傷害特約における障害給付金の支払要件である、①別表「身体障害表」および「備考」に定める判断基準に基づき各等級のいずれかに該当すること、または、②不慮の事故による傷害を直接の原因として各等級の障害状態が生じていること、のいずれにも該当しない。
- (3) 手術給付金、入院給付金については、約款にもとづいて適切に支払っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の傷病にかかる経緯等について把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の障害状態が約款の支払要件に照らして障害給付金の支払いまたは増額すべきものであるとは認められず、また手術給付金および入院給付金についても同様であり、契約者間の公平性の観点からも各給付金の支払いまたは増額は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断し、手続を終了した。